

もちがせ流しびなマラニック大会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、もちがせ流しびなマラニック大会補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、自分の体力に合わせて走ったり歩いたりをテーマに実施するもちがせ流しびなマラニック大会（以下「補助対象事業」という。）に対し、補助金を交付することにより、市民相互の親睦と健全なスポーツ活動の振興を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、もちがせ流しびなマラニック大会実行委員会とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費とする。

(補助金の算定)

第5条 本補助金は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から寄付金等の本補助金以外の収入金の額に相当する額を控除した額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の交付)

第8条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払いにより交付するものとする。

(実績報告)

第9条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

2 補助事業者は、実績報告を行った後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告時の控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第1号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する補助金額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。